

## 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、北本都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

### I. 北本都市計画区域の位置等

北本都市計画区域は、都心から約45km圏、埼玉県の中央部に位置しています。  
また、北本都市計画区域に含まれる土地の区域は、北本市の行政区域の全域です。

#### 【3・4・6号西仲通線】

本路線は、北本市大字下石戸下字久保を起点とし、北本市大字高尾字十三墳に至る延長約2,520m、幅員18mの幹線街路です。

#### 【3・5・10号南2号線】

本路線は、北本市大字下石戸下字久保を起点とし、北本市中丸1丁目に至る延長約930m、幅員14mの幹線街路です。

#### 【3・5・13号久保大通線】

本路線は、北本市大字下石戸下字久保を起点とし、北本市大字下石戸下字ニッ家上に至る延長約590m、幅員14mの幹線街路です。

### II. 変更の理由

埋蔵文化財として貴重なデーノタメ遺跡の国指定史跡化に伴い、遺跡内を通過する3・4・6号西仲通線の一部区間の線形及び延長の変更、また、同じく遺跡内を通過する3・5・10号南2号線の一部区間の廃止及び路線番号を3・5・10号から3・3・10号へ変更を行うものである。さらに、3・5・13号久保大通線の一部区域の変更を行うものである。

### III. 変更の内容

| 名称                           | 延長                   | 車線数        | 幅員             | 変更内容                           |
|------------------------------|----------------------|------------|----------------|--------------------------------|
| 3・4・6号西仲通線                   | 約2,780m<br>(約2,520m) | 2車線<br>(－) | 18m            | ・延長の変更<br>・一部区間の線形変更           |
| 3・3・10号南2号線<br>(3・5・10号南2号線) | 約550m<br>(約930m)     | 2車線<br>(－) | 24.8m<br>(14m) | ・延長の変更<br>・一部区間の廃止<br>・起点位置の変更 |
| 3・5・13号久保大通線                 | 約590m                | 2車線<br>(－) | 14m            | ・一部区域の変更                       |

括弧内は変更前を示す。

### IV. 関連する都市計画

本路線の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①用途地域（北本市決定）
- ②土地区画整理事業（北本市決定）